

議案第19号

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区介護保険条例（平成12年板橋区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「3万5,600円」を「3万6,200円」に改め、同項第2号中「4万9,800円」を「5万700円」に改め、同項第3号中「5万3,400円」を「5万4,300円」に改め、同項第4号中「6万4,100円」を「6万5,200円」に改め、同項第5号中「7万1,200円」を「7万2,400円」に改め、同項第6号中「8万1,900円」を「8万3,300円」に改め、同号ア中「合計所得金額（」を削り、「合計所得金額を」を「合計所得金額（以下「合計所得金額」と）」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同項第7号中「8万9,100円」を「9万600円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「10万3,300円」を「10万5,000円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同項第9号中「11万7,600円」を「11万9,500円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「13万1,800円」を「13万4,000円」に改め、同項第11号中「14万6,100円」を「14万8,500円」に改め、同項第12号中「16万300円」を「16万3,000円」に改め、同項第13号中「18万8,800円」を「19万2,000円」に改め、

同項第14号中「22万4,500円」を「22万8,300円」に改め、同条第2項中「令和2年度における」を削り、「2万1,300円」を「2万1,700円」に改め、同条第3項中「令和2年度における」を削り、「3万2,000円」を「3万2,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度における」を削り、「4万9,800円」を「5万700円」に改める。

付則に次の3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

15 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

16 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

17 付則第15項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区介護保険条例第11条の規定は、令和3年度分以降の保険料について適用し、令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険料及び介護保険料の段階の判定に関する基準を改める必要がある。